法学委員会分科会の設置について

分科会等名: ソーシャル・レジリエンスと法分科会

1	所属委員会名	法学委員会
	(複数の場合	
	は、主体となる	
	委員会に○印	
	を付ける。)	
2	委員の構成	15 名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	社会が大災害や犯罪に見舞われた後、その被害から回復し
		ていくためには、さまざまな支援が必要である。その
		支援には、新たな法制度の整備も当然含まれる。法制度の整
		備やそれに基づく運用を行っていく際に重要となるのは、社
		会的弱者の声をどう反映するかである。女性や子ども、障が
		い者といった社会的弱者の声を法制度に反映させる新たな
		回路を考える必要がある。さらに、社会の中には被害の程度
		によって様々な温度差が存在する。その多様な温度差を前提
		として、それぞれの個人や地域社会、社会が回復していくた
		めに、真に役に立つ法制度の新たなあり方について検討す
		る。
4	審議事項	1. 社会の多くの構成員が被害を受けた場合に社会が回復す
		るために法が果たす役割についての審議に関すること
		2.被害者である女性や子ども等が直面する問題を具体的に
		解決するための法整備のあり方についての審議に関するこ
		ح ا
5	設置期間	時限設置 年 月 日~ 年 月 日
		常設
6	備考	